

◎新潟県告示第789号

新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号）第9条第2項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

水源地域

市町村名	水源地域に含まれる土地の区域
村上市	市内の全区域
関川村	村内の全区域
粟島浦村	村内の全区域
阿賀町	町内の全区域
新潟市	次に掲げる38区域を除く市内の区域 ○旧新潟市 太郎代、島見町、新富町、太夫浜、松浜8丁目、松浜みなど、松浜町、船江町3丁目、河渡、空港西2丁目、松園2丁目、西船見町、窪田町、水道町1丁目、関屋、汐見台、浜浦町1丁目、関屋掘割町、浦山3丁目、青山、青山7丁目、上新栄町、上新栄町2丁目、上新栄町5丁目、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町中、五十嵐3の町北、内野上新町、中権寺、谷内、四ツ郷屋、赤塚 ○旧巻町 舟戸、鷺ノ木、上木島、下木島
新発田市	市内の全区域
五泉市	市内の全区域
阿賀野市	市内の全区域
胎内市	市内の全区域
聖籠町	町内の全区域
長岡市	市内の全区域
三条市	市内の全区域
柏崎市	次に掲げる6区域を除く市内の区域 ○旧柏崎市 大字藤井、大字茨目、大字両田尻、大字下田尻、大字上田尻 ○旧西山町 西山町五日市
小千谷市	市内の全区域
加茂市	市内の全区域
見附市	市内の全区域
燕市	市内の全区域
弥彦村	次に掲げる5区域を除く村内の区域 大字井田、大字山岸、大字山崎、大字中山、大字鯿穴
田上町	町内の全区域
出雲崎町	町内の全区域
刈羽村	村内の全区域
十日町市	市内の全区域
魚沼市	次に掲げる1区域を除く市内の区域 ○旧小出町 原虫野
南魚沼市	次に掲げる4区域を除く市内の区域 ○旧六日町 奥、宇津野新田、泉新田、中川
湯沢町	町内の全区域

津南町	町内の全区域
上越市	<p>次に掲げる 67 区域を除く市内の区域</p> <p>○合併前の上越市</p> <p>大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字下荒浜、大字石橋新田、大字上吉野、 大字下吉野、大字下名柄、大字上五貫野、大字下五貫野、大字小泉、大字川端、大字東中島、 大字上千原、大字下真砂、大字福橋、大字福田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字上真砂、 大字杉野袋、大字下百々、大字飯塚、大字米岡、大字四辻町、大字青野、国府 1 丁目、 五智 4 丁目、五智 6 丁目、大字五智国分</p> <p>○大潟区</p> <p>大潟区雁子浜、大潟区九戸浜、大潟区九戸雁子上下浜立会、大潟区内雁子新田、 大潟区内雁子、大潟区潟町、大潟区四ツ屋浜、大潟区岩野古新田、大潟区長崎、 大潟区土底浜、大潟区蜘蛛ヶ池、大潟区下小船津浜、大潟区上小船津浜、大潟区下小舟戸新田、 大潟区渋柿浜、大潟区潟守新田、大潟区犀潟</p> <p>○頸城区</p> <p>頸城区市村、頸城区下三分一、頸城区望ヶ丘、頸城区島田、頸城区舟津、頸城区森下、 頸城区宮本、頸城区五十嵐、頸城区北方、頸城区下千原、頸城区千原、頸城区諏訪、 頸城区百間町、頸城区上池田、頸城区上増田</p> <p>○清里区</p> <p>清里区南田中、清里区菅原、清里区弥生、清里区岡野町、清里区岡嶺新田</p>
妙高市	市内の全区域
糸魚川市	市内の全区域
佐渡市	市内の全区域

ただし、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつて
いる同項に規定する民有林に限る。